

## 令和2年度 第1回 四国地方整備局事業評価監視委員会 議事録

1. 日 時：令和2年9月17日（木）15時00分～17時00分
2. 場 所：高松サンポート合同庁舎北館 13階 災害対策室
3. 出席者：（委員）橋本委員長、石原委員、岡村委員、紀伊委員、倉内委員、  
中川委員、政岡委員  
（四国地整）局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、河川部長、  
道路部長、営繕部長 他

■規則・運営要領の改訂、令和2年度の委員会の進め方、審議区別（重点審議、要点審議）  
について、事務局（案）が了承された。

（上記について、事務局から資料3-1～4-4により説明）

■再評価対応方針（原案）の審議

・重信川水系直轄砂防事業（重点審議）

（上記について、事務局から資料5-1により説明）

委員長：

はい、ご説明ありがとうございました。それでは審議に入りたいと思います。委員の皆様、何かご質問・ご意見等ありましたら、よろしくお願ひします。じゃあ、どうぞ。

委員：

2つ質問があります。1つ目ですけれども、この砂防の事業の必要性は良く分かりました。上流域での発生源の対策として、これぐらいやれば大分治まるということ、その土砂生産によって本流、本川への流入による氾濫対策の意味もあると。そういう意味ではこれぐらいやれば大体治まるということで、妥当性も費用に関しても私は妥当だろうなと思いました。一方で河川というのは治水だけでなく、環境だとか違う治水以外の重要な柱もあると思います。ご説明は大変分かりやすく結構ですけども、治水に特化して、そのプラスの部分だけをご説明なさっている感じがちょっとします。例えばこれをやると流域で生物環境にどういう影響があるのかなのか。そこは評価できなくてよく分からないという、技術的な限界もあるのでしょうか、河川は治水だけじゃないのになあと思いながら聞いていました。半分感想、半分そういうご説明も今後ぜひやってもらえればいいかなというのが1つ目です。もう1つはそれに関連してですけど、今年から河川は水系の治水から、流域の治水に国交省は方向転換というか、随分方策を変えられたという風に聞いております。総合ということになると全部を議論しなきゃいけないというのは無理な話というのは承知しています。その上で、この治山・治水事

業が今後の重信川流域治水全体のどの部分でどのように役立つ計画となっているのか。今後何十年も続くので、その間に齟齬のないような計画にちゃんとなっているのか、という説明があれば良かったと思います。

**委員長：**

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

**事務局：**

まず1点目、治水以外の要素、例えば環境についてのご質問でございます。砂防堰堤を入れますと河川内に横断構造物で段差ができて、魚の遡上が出来なくなり、生態系の分断がございますし、先ほど関係事業との整合で申し上げたような流砂系でいいますと、下流では局所洗掘が起こっていて、上流で土砂を止めすぎると逆に平時は海岸浸食なども起こり得ます。それに対応する形で、状況に応じて透過型堰堤を入れていきたいと考えております。これによって、平時の土砂については下流に流すことができますし、生態系の分断についても配慮できます。表示しているスライドの写真は部分透過型堰堤です。その他、透過型堰堤の良い所は、土砂を捕捉するポケットも常時開けておくことができるので、施設効果量も大きめに見積もることができるということで、透過型堰堤の整備は既存の不透過型堰堤を透過型堰堤に改良するような工事も進めているところでございます。それから流域治水については新しい概念として出てきておりますので、砂防事業もしっかりコミットしていけるように検討して参りたいと考えております。

**委員長：**

よろしいでしょうか。じゃあ、どうぞ。

**委員：**

2つ教えていただきたいのですが、土石流について、表川の航空写真を見せていただくと、本当にたくさん沢があるなと思うのですが、ここに堰堤を作っていくわけですが、まあ道路、高速道路とかですね。国道という主要な道路を守るというのはもちろん大切でしょうけども、このいわば沢近くに住んでらっしゃる人たちもたぶんいらっしゃるわけで、作る順番というかプライオリティはどんな風に考えてらっしゃるのでしょうか。もう1つお伺いしたいのは、まだ表川の流域はこれから実計画の完了までかなり作らなきゃならないということになっているのですが、最後の方の事業費を見ると残りの20年間での事業費っていうのは後半分ぐらいになっていますけど、これだけが土石流だけの対策じゃないからかも知れませんが、その辺ちょっと教えていただければなと思いますがいかがでしょうか。

**事務局：**

まず事業の優先度に関しては、色んな要素がございます。例えば人家、災害時要援護者施設、地域防災計画上の避難所や重要交通網等の保全対象があります。それを星取り表みたいな形で点数付けを行い保全対象が多い箇所について優先的に行います。総合評価的な形です。例えば重要交通網を最初全部やって人家は後回しとか、逆に人家の多い所を順にやっていくとかそういうことではなくて、星取り表にして点数付けをして優先順位をつけています。それから事業費に関して、半分ぐらい使ってしまったのではというご指摘ですが、これは将来の事業費については割引率がかかっている影響があります。また、おっしゃられたように土石流対策だけではなく、土砂・洪水氾濫対策についてもやっていきますので、先にお金使いすぎということではないという風に考えております。

**委員長：**

よろしいでしょうか。じゃあ、どうぞ。

**委員：**

1点よろしいでしょうか。ご説明どうもありがとうございました。14 ページ目の資料ですけれども、この白猪谷のような実際に効果が発揮されたという写真って、非常に説得力があると思います。この令和 22 年度までに恐らく 140 基ぐらいですか、できるようになるのですか。今後作るものを含めた時に。百数十になると思うのですが、費用便益分析の算出の時にはこういう計算はされていないのでしょうかけれども、その中でどのぐらいの箇所において実際に機能が発揮されるということを想定しているかについて、ザックリとでもいいので何かそういう想定があれば教えていただきたいというのが、私からの質問です。といいますのは、やっぱり費用便益分析というのはマニュアルが変われば非常にすぐ変わってしまうというような数字だと思っています。それよりもやはり 20 年後ぐらいの世代から見た時に、今のこの令和 2 年にこういう想定でもって作ることを是としたというその論拠があると、それはやっぱり将来世代から、検証に晒されるという形にもなると思ひまして、それは非常に重要なことだと思っています。だからその辺が少し教えていただきたいと思った点でございます。

**事務局：**

土石流対策の効果につきまして、まず 140 基というのは事業着手から中期計画の完了までの設置予定基数で、平成 23 年度ではなくて昭和 23 年度の事業着手から令和 23 年度の中期計画の完了までの 100 年ぐらいの間ということになります。この中で土石流危険渓流に関しては費用便益分析のマニュアルの中で 100 年に一度、20 年に一度、

10年に一度という確率規模別に、それぞれに応じた土砂量が出てくると想定し、それに生起確率をかけておりますので、まんべんなく全部から出るという風な想定をした上で、生起確率をかけて割り引いているとご理解いただければと思います。

**委員長：**

はい、よろしいですか。

**委員：**

もう1点いいですか。

**委員長：**

はい。

**委員：**

今のお話でね、生起確率というのは、それは地域なりで違うのですか。

**事務局：**

マニュアルで10年20年100年と決められておまして、一律に土石流対策に関しては10年20年100年と。

**委員：**

これ砂防屋さんで専門でいらっしゃると思いますけども、岩質によってね、何十倍も違うわけじゃないですか。たくさん出る、10年にいっぺんの河川溪流から100年にいっぺんしか出ない溪流からね。それ、マニュアルで一律で計算するのですか。でも経験上分かっているでしょう。ここはどのぐらいの確率で出るかっていうのは。それを使わずに全国一律のマニュアルでやるのですか。

**事務局：**

土石流に関してはそうです。

**委員：**

それは妥当ですかね。

それはそれで本省がやれと言っているからやるという、それはそうかも知れないのだけど、個別にそれをやると必要な事業、物凄く必要性の、再現確率の高い地域とそうじゃないところは分かっているわけで、危ないところに重点的にやるべきでしょう。それを考慮したような計算をした方がいいのではないかなと。今のやり取りを聞いてち

よっと感じましたけど。

**事務局：**

地形地質によって、崩れやすいとか崩れた時に量が多いとかですね、そういったのは今雨の降り方とかも変わってきている中で、なかなか言いにくいと思います。

**委員：**

ちょっとそれだったら、技術官庁である国交省の名が僕は泣くと思うのだけど。河川砂防技術基準にも去年の春に改訂した時に計算式も出ていますよ。

**事務局：**

そうですね。その水系砂防に関するの推定式は出ていますが、土石流に関しては、別の考えに基づいてやっています。

**委員：**

今いいです。半分コメントですので。

**事務局：**

詳しくは説明しに後日伺ってもよろしいでしょうか。

**委員長：**

どうでしょうか。また個別に説明はいかがですか。

**委員：**

ご説明で私は納得したので、結構です。

**委員長：**

はい、じゃあもう時間もまいりましたので、この辺で打ち切りたいと思うのですが。大体意見が出たと思うので、意見の整理を行いたいと思います。事業継続とする事業者の判断は妥当ということによろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。次に重点審議案件の四国横断自動車道の審議をお願いいたします。事務局からの説明をお願いいたします。

#### ■再評価対応方針（原案）の審議

- ・四国横断自動車道 阿南四万十線 阿南～徳島東（重点審議）  
（上記について、事務局から資料6-2-1により説明）

**委員長：**

ありがとうございました。それでは審議に入りたいと思います。何かご意見等ございますか。

**委員：**

今回は阿南～徳島東の事業評価ということなのですが、NEXCO が整備している徳島東 IC から徳島ジャンクションまでの区間が、令和3年度に開通すると思います。費用便益の前提として徳島東 IC から徳島ジャンクションも開通していると想定した交通量なのでしょうか。

**事務局：**

ご質問ありがとうございます。費用便益分析では、阿南～徳島東に対する評価のため、便益の算出の際は、当該事業の「ある」or「なし」で考えます。

NEXCO 区間である徳島東 IC～徳島ジャンクションは、今回評価する際には、ネットワークとして完成した前提で交通量を推計しています。

**委員長：**

はい、ありがとうございました。他に。

**委員：**

8 ページの事故について、並行する路線と比べておられますけども、少なくとも高規格道路では一般国道と比べて3分の1ぐらい事故率は下がりますので、もっと大きな効果が出ると思います。従って、資料として公開される時には、一般的な高規格道路の事故率かどの程度かも入れていただくとよろしいかと思います。この点については費用便益分析の便益の値として出てこないところですので、ぜひアピールしていただきたいと思います。それから1点質問があります。16 ページですが、工法を変えることによって、例えばトップの辺りはどれぐらい高さが低くなるものなのか、参考として教えてください。

**事務局：**

はい、ありがとうございます。まず先ほどの事故率のご指摘ありがとうございます。そのように検討したいと思います。それから内空断面の高さについてですけれども、今手元に資料がありませんので、追って回答させていただきます。

**委員：**

はい、それほど大きくは変わらないと思うのですが、長期的にはドライバー不足ということもあって、物流車両の大型化が予想されます。少し断面を削減したために、将来的にここは通れないみたいな話になると、もったいないなという気がします。恐らくそんなに高さは変わらないと思うので問題ないと思いますが、そういった長期的な視点で見た場合、ここはこのままで問題ないという整理もありかなと思いました。ありがとうございます。

**事務局：**

この断面の中で、もしも大型車が入って接触するとなるのは、時計でいうと大体1時と2時、2時3時の間ぐらいのところですね。そこが、大体接触するところなので、12時方向を下げてても大型車が通れなくなるという影響はないと認識しております。

**委員長：**

はい、ありがとうございました。他に。

**委員：**

同じく16ページについて。私が聞き逃しているだけかと思いますがけれども、地質的なことが実際分かったので事業費が上がったということかと思えます。こちらについては、このタイミングでのコスト削減ができるようになったというのは、どういう外部的な条件からかというのを教えていただきたいと思えます。

**事務局：**

はい、ありがとうございます。やっぱり基本的にはですね、単心円で設計するということが基本だと考えております。その中で費用が増加するというので、どこかコストを削減するところはないかと検討してみた結果、この方法によって削減できるということが分かり、これを採用したということでございます。

**委員長：**

よろしいでしょうか、それでは大体意見も出揃ったというところで、意見の整理を行いたいと思えます。事業継続とする案について、事業者の判断は妥当であるということでもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは次に、高知東部自動車道の審議を行いたいと思えます。事務局から説明をお願いします。

**■再評価対応方針（原案）の審議**

**・高知東部自動車道（重点審議）**

一般国道55号 高知南国道路

一般国道55号 南国安芸道路  
一般国道55号 南国安芸道路（芸西西～安芸西）  
（上記について、事務局から資料6-3-1により説明）

**委員長：**

はい、ありがとうございました。それでは審議に移りたいと思います。何かご意見等ございませんでしょうか。

**委員：**

今回、高架下の防草対策というのがあったと思います。JRなんかはよく高架下を貸すなどの、お金を生む手立てを講じていると思うのですが、こちらはせっかく防草対策をされたのであれば、何か別のものに高架下を使うというお考えは無いのでしょうか。

**事務局：**

ご質問ありがとうございます。高架下につきましては、国土交通省として利活用をしっかりしていくという方向でございますが、この場所については、周辺田んぼでございまして、なかなか利活用のあてが無い状況です。同じ高知南国道路でも、もっと高知市の中心側、この図面でいうともっと北側の高知自動車道方面に近い方になるのですが、路面電車との交差箇所がございまして、その箇所については、パークアンドライドの駐車場として活用できないかということ、地元と調整させていただいています。また他の場所では、バスターミナルを作っていくというようなお話もございまして、近傍にある高知東部自動車道の高架下も、駐車場等に使えないかというご相談もいただいております。我々としては前向きに、しかしながら公平に、利活用を進めていきたいと考えているところでございます。

**委員：**

ありがとうございました。

**委員長：**

ありがとうございました。他に。

**委員：**

事業効果の必要性（7）の速達性向上によって、定住人口が周辺の市町村で増えているというようなお話がありました。これは道路の整備効果としては非常に望ましい効果として説明いただいたかと思います。道路事業とは直接関係ないのですけれども、国交省の事業としてコンパクト化を進めるようなお話があると思いますので、この道路



が整備されることによって周辺市町村で雇用が増えて、それによってそこに住む人が増えるという理屈だったとしても良いと思うのですが、高知市に住んでいる人が高知市に通うのに他の村に行ってしまうと、これは逆の影響になっているのかなと思います。従って、道路の事業としては間違いなく効果があると思うのですが、併せて地元の自治体とか国交省の中の他の部局との、道路をうまく使ってその地域が持続可能になるというようなことも今後ご検討いただければありがたいなと思います。コメントです。

**事務局：**

ありがとうございます。分散とコンパクト化を両立していかなければいけないということで、よく団子の串刺しと言いますけれど、コンパクト化してそれをこう横串で刺すような、交通ネットワークを作っていくということが、我々重要だと考えています。高知東部自動車についてはその一帯を横串になるような道路としてしっかりと整備ができればよいと思っていますし、コンパクト化というのは地域の都市計画とか土地利用計画、そういったものが重要になってくると思いますので、地域、地方公共団体と協力しながら進めて参りたいと思っています。

**委員長：**

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

**委員：**

先ほど阿南徳島東道路の時は、物流の面でシイタケを、徳島の代表的な農産物ということで位置付けられて、ご説明をされていたと思いますが、この高知東部自動車についてはそういった切り口じゃなくて物流の効率化だと。大型車が減っていないというような切り口をされているのですけれど、この辺りも施設園芸がすごく盛んなところですよ。トマトだとかオクラだとかミョウガだとか、いっぱい作ってらっしゃると思うのですけれど、そういった観点での分析をなさらなかったのはどうしてなのでしょう。

**事務局：**

ご質問ありがとうございます。過去も、本事業の再評価を行ってまいりましたけれども、そのような観点の資料をご説明したこともあります。ご指摘のとおり、園芸作物は、非常にこの地域にとって重要で、芸西村では花きの栽培が大変重要になっています。そのような意味での整備効果を説明する際には、このような高速道路ネットワークを作ることによって、市場に出しやすくなります。さらに広域的な観点で言えば、徳島側との接続が将来的には計画路線も含めて可能になってきますので、花きなり生鮮品を運

ぶ際には、東のルートが新たに開拓できることによって、運送時間が短くなるということ、過去に整理しております。この地域は、大変資源に恵まれておりますので、今後説明をする時にはしっかりとそこも説明して参りたいと思います。後、花き以外には、もう少し東の地域になりますけれど、ユズや室戸の方に行けば魚介とかご指摘のような資源があるということでございます。以上でございます。

**委員長：**

はい、ありがとうございました。それではそろそろ時間も参りましたが、よろしいでしょうか。それでは事業継続とする事業者の判断は妥当ということでしょうか。ありがとうございました。それでは議事次第の9番、事後評価案件の審議に入りたいと思います。高松地方合同庁舎（Ⅱ期）の審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

**■事後評価 今後の事業評価の必要性について審議**

・高松地方合同庁舎（Ⅱ期）

（上記について、事務局から資料7-1により説明）

**委員長：**

はい、ありがとうございました。今回は営繕の方なので、ちょっとB/Cの比較とは違うのですが、いかがでしょうか。はい、じゃあどうぞ。

**委員：**

事後評価の1つの目的としては、評価の仕方自体が妥当かどうかを検証することが挙げられると思います。その観点で見ると、今回は事後評価した結果、ほとんどの項目で事前の想定通りだったというような結果かと思います。また、事業評価に求められる透明性や住民参加という点でも問題ないものと思いますし、そもそもこのような営繕事業の便益は何かというもの難しいと思います。例えばCSとか、事業費の増加のようなことは事後評価などにおいて報告等が必要かもしれませんが、方法論自体は全然問題ないと思われますので、他の事例についてもほとんど事前の想定通りであるということなら、事後評価はもっと簡略化してもいいじゃないかと一委員が言っていた、ということにさせていただければと思います。以上になります。

**委員長：**

はい。じゃあコメントですかね。意見というか、はい。どうぞ。

**委員：**

私も同じ意見でございます、確かⅠ期工事の時にもこれ、営繕建物の事後評価を私聞いた覚えがあって、その時に「何でこんなことしないといけないの」って言ったのは良く覚えております。民間ではまずこんなこと絶対しないと思うし、これだけ立派な分析されていたご苦勞に対して、本当に敬意を表するところですが、もうおやめいただいた方がいいのではないかなという風に思います。改善措置の必要はないというのは、若干私個人的にはですね、意見がございまして、外来者の自転車置き場が非常に狭いですよね。職員の方の自転車駐車場はすごく立派だと思うのですが、外来の人のことを全然考えてないなというのを強く考えます。これは個人的な意見ですが、ひと言申し上げます。

**委員長：**

はい、ありがとうございます。

**委員：**

ちょっと分からないことを教えていただきましたのですが、今すでにもうこの合同庁舎に入っているのですが、その事業計画の必要性とかを見る時に、老朽化とは、前に入っていた古い建物と比べて評価をしているってということですか。

**事務局：**

はい、そのような考え方となります。

**委員：**

11 ページとかに前回評価とか今回評価とかがあるかと。

**事務局：**

例えば7 ページ目の行政機関の集約化について、ここに記載している青い丸と赤い丸は、元々の旧庁舎を示しております。今回評価対象の第Ⅱ期は、赤い丸で示した官署の古い庁舎の老朽化等を評価の対象としています。こういった回答でよろしいでしょうか。

**委員：**

必要だから、昔の建物が古かったから合同庁舎に入った。その時にももちろん評価をしていて、また今回それが正しかったという評価をするために、その古い建物との比較をしているという認識でいいですね。

**事務局：**

はい。実際には老朽化等の事業の必要性については、他の項目等もございますので、それも含めた形で事後に評価をするということになります。

**委員：**

その古い建物は今もまだ現存していると。その危険だと思われた建物もまだ現存はしているということですか。

**事務局：**

古い建物は、財務局が処分する事となります。例えばⅠ類の耐震性能が必要な官署がⅢ類の施設に入っていれば、移転する必要があるため、取り壊して違う物になっている場合や、他のⅢ類の官署が入っていれば現存している等、色々な状況がございます。

**委員長：**

よろしいでしょうか。

**委員：**

すみません。後学のために教えてください。防災性についてなんですけども、土木と建築ではたぶん評価の仕方が違って、随分違うのは多分文化として違うのでいいのですが、土木は土木で最大何ガルまでもつとか、3連動に対してはどれだけでもつか、単位が何Gだとか色々あるのですが、ここを出ている防災性は各階の水平保有耐力を1.5倍相当としたって、これもさらに単位もなく1.5倍、多分強いのだろうけど何かなっていう、これはどういうものですか。

一般の人にも分かるように、何か説明しないと、我々も分からずに誰も評価できないですよ。

**事務局：**

基本的には基準法に沿って作ったものが1だとすれば、Ⅰ類とは1.5倍の強度があると理解していただければと思います。

**委員：**

それも非常に概念的なお話で、強度というのは要するに、例えばこれは何に相当するのですか。外力でいうと。それは抵抗力の話をされていると思うのですが。外力でいうとどういう外力を想定してそれに耐えるということなののでしょうか。

**事務局：**

簡単に言いますと、例えば横揺れで左右に振られると加速度が生じますが、それに対

する構造体の耐力が、建築基準法で想定している 1.5 倍という事になります。一般的に震度と加速度が対応している訳ではないのですが、震度 6 強に耐えられるものに 1.5 倍程度を乗じたものでも耐えられるという事になります。

少なくとも東日本大震災で計測された横揺れには耐えられる、という考え方になります。

**委員：**

いや私が土木屋だから土木屋流で表してくれというのはワガママなのかも知れないのですが、例えば想定できる最大級のスペクトルとかね。最大級の 3 連動の地震動とかで土木の構造物は評価して、それと比べてとかを望むのは高望みすぎですかね。土木屋のワガママだって言われるかも知れないですかね。いやなんとなくこれ概念的な感じで、建築基準法の 1.5 倍だからお前からお上を信じろよ、という感じの今のご説明で、まあ信じるけれども、もうちょっと分かりやすい方がいいなという要望をさせて下さい。

**事務局：**

もう少し論理的に説明出来るよう努力いたします。

**委員長：**

はい、いかがでしょうか。あんまり僕も良く知らないのですが、鉄筋コンクリート構造なので基本的には水平耐力の靱性率みたいなのを落とし込んで行くのでしょうか。それで壁とか柱とかがいくついくつとあって、数が多くなっていくとそれを何か積み立てて計算するのではなかったかな。だからあんまり地震動に対してというよりは、これだけ以上保っていたら靱性があるので大丈夫だとかっていうのを 1 にして、その 1.5 倍ぐらいあるので十分あると。多分そんな風な計算をしているのではないかと思うのですよね。1 階 2 階 3 階とかで各階でそれを計算していて、壁とかがいっぱいあるので、柱と壁があるので、まあ開口部があると弱くなるけど、そんなのをずっと積み立てて計算していくのが建築のやり方ですよ。

**委員：**

私もある程度知っているのですが、これを普通の人が見て、南海地震が起きた時、橋がバタバタバタって落ちるような大地震が起きたときに、この建物はまだ基地として健全で、防災基地としていけるのか。それともここが先にやられてしまうのか、どういう想定をしているのですかっていうのが、知りたいですよ。管理している部署が違って、比較できるような説明があってもいいのかなってというのが私の意見です。

**委員：**

それにちょっと関連してなんですけど、行政機関の集約化で色んな効率性が高まるって非常に良いことだと思うのですが、その一方でリスクの分散という点でもしかしたらデメリットもあるかも知れないみたいな話もたぶんあるかと思うので、そういう大きな枠組みで再評価していただくと、再評価の意義がより高まるのかなというような感じがちょっといたしました。これはコメントです。

**委員長：**

はい、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは大体意見が出ましたので意見の整理を行いたいと思います。事業の効果は十分に発現していると考えられるため、今後の事後評価は必要ではないとする事業者の判断は妥当であるということでもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。以上で本日の審議対象は終わりですが、審議全般を通してご意見等がある委員がおられましたらお願いしたいと思います。このタブレット良いですね。老眼なのでもう見にくいのだけど大きくできるから。いちいちメガネを外さなくていいから。よく分かりやすいと思いました。できたらもうちょっとタブレットの大きさが大きかったら良かったかなと思ったのですが。もう今後国交省はこういうやり方をするのですか。他の事務所なんかの委員会もこんな感じになるのでしょうか。いっそしていただくとペーパーレスで非常に良いと思いました。厚い資料をいただくより、はい。

**事務局：**

タブレットについては、本局では昨年度当初から導入しており、今年2年目を迎えている状況でございます。事務所も順次実施予定という状況でございますが、限られた予算の中で実施しているため、まだ全ての事務所で適用出来ているわけではございません。コロナの影響等でWEB会議も適宜実施しており、こういった、簡素化・合理化・効率化に資するツールは積極的に導入していきたいと思っております。

**委員長：**

はい、ありがとうございました。

**事務局：**

事業評価監視委員会に関しては、委員長からお言葉をいただきましたので、次回以降もこういった形でやらせていただければと思います。よろしく願いいたします。

**委員長：**

はい、それでは以上で今回の対象案件についての審議が全て終了いたしました。委員会の運営にあたりましては、委員の皆様のご協力に感謝いたします。次回の第2回委員

会は12月の開催を予定しておりますので、改めて事務局から日程調整等をお願いしたいと思います。それでは議事の進行を事務局へお返ししたいと思います。

**事務局：**

皆さんありがとうございました。この後、委員長におかれましては、審議内容の取りまとめの確認がございますので、恐れ入りますが控え室の方をお願いいたします。それでは委員の皆様、長時間ご審議誠にありがとうございました。それではこれもちまして、令和2年度第1回四国地方整備局事業評価監視委員会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。